

議 長 日程第3「議案第14号令和5年度松田町国民健康保険事業特別会計予算」を議題といたします。

町長の提案説明を求めます。

町 長 改めまして、皆さんおはようございます。本日の議会もよろしくお願ひ申し上げます。それでは議案第14号令和5年度松田町国民健康保険事業特別会計予算。

令和5年度松田町国民健康保険事業特別会計予算は、次に定めるところによる。

(歳入歳出予算)第1条、歳入歳出予算の総額は、歳入歳出それぞれ12億6,086万6,000円と定める。

2、歳入歳出予算の款項の区分及び当該区分ごとの金額は、「第1表 歳入歳出予算」による。

(一時借入金)第2条、地方自治法第235条の3第2項の規定による一時借入金の借入れの最高額は2,000万円と定める。

(歳出予算の流用)第3条、地方自治法第220条第2項ただし書の規定により、歳出予算の各項の経費の金額を流用することができる場合は、次のとおりと定める。(1)保険給付費の各項に計上した予算額に過不足を生じた場合における同一款内でのこれらの経費の各項の間の流用。

令和5年3月2日提出、松田町長 本山博幸。よろしくお願ひいたします。

議 長 町長の提案説明が終わりました。担当課長の細部説明を求めます。

町 民 課 長 それでは、国民健康保険事業特別会計について説明させていただきます。平成30年度の国民健康保険制度の広域化により、財政運営の責任主体となった神奈川県のご指導の下、当町では資格管理や保険給付、国民健康保険税の賦課徴収、保健事業等、地域におけるきめ細かい事業を担っております。

それでは、歳入歳出予算事項別明細書により説明させていただきます。256、257ページをお開きください。歳入でございます。款、項ともに国民健康保険税、目1、一般被保険者国民健康保険税は、医療給付費分、後期高齢者支援金分、40歳以上65歳未満の方の介護納付金分の3つに分かれておりますが、被保

除者数の減少などにより保険税額が減少したと考えております。目2、退職被保険者等国民健康保険税は、退職医療制度が平成27年3月末で廃止されたことに伴い、手続漏れ等の遡り加入に対応するための科目設定扱いとなります。

款2、使用料及び手数料、項1、手数料は、督促状の発行に伴う手数料でございます。

款3、県支出金、項1、県補助金は、制度改革により神奈川県から交付されるもので、保険給付費等交付金の普通交付金が主に医療費分として保険給付費に充てられるものでございます。

次の258、259ページをお願いいたします。保険給付費等交付金の特別交付金は、糖尿病等の重症化予防や、健康づくりの取組など、医療費の適正化に向けた取組に対する支援などの保険者努力支援制度分として交付されるものでございます。

款4、財産収入は、預金利子でございます。

款5、繰入金、項、目ともに一般会計繰入金の節1、保険基盤安定繰入金は、低所得者の保険税減額分を公費で補填する制度で、保険税減額分として県4分の3、町4分の1、保険者支援分として国2分の1、県4分の1、町4分の1を負担し、一旦一般会計で負担金を受け入れ、町負担分を合わせて当会計に繰り入れるものです。節2、職員給与費等繰入金は、職員3名及び管理栄養士1名の給与費と、事務費の繰り入れでございます。節3、出産育児一時金繰入金は、歳出の出産育児一時金の3分の2を繰り入れるものでございます。節4、財政安定化支援事業繰入金は、国保財政の安定化を図るために交付され、一旦一般会計で受け入れ繰り入れるものでございます。節5、未就学児均等割保険料繰入金は、未就学児の均等割保険料の2分の1の減額分を公費で補填する制度で、国2分の1、県4分の1、町4分の1を負担し、一旦一般会計で負担金を受け入れ、町負担分と合わせて当会計に繰り入れるものです。

項の2、基金繰入金、目1、財政調整基金繰入金は、歳出でも説明いたしますが、県に納める国民健康保険事業納付金が約1,500万円の増額、保健事業費が約500万円の増額となるため、財源を確保するものですが、財政調整基金の

取り崩しにつきましては必要最小限となるよう努めてまいります。

款6、繰越金につきましては、前年度からの繰越見込額として500万円を計上いたしております。

款の7、諸収入につきましては、主に延滞金のほか、次の260、261ページをお願いいたします。項2、指定公費負担医療立替交付金として、70歳から74歳の前期高齢者については、法律上2割負担となっておりますが、国の政策により1割負担とするよう凍結されているため、その1割の立替分が国より交付されるものです。

項3、雑入につきましては、項目立てとして計上させていただきました。

次の262、263ページをお願いいたします。歳出になります。款1、総務費の主なものは、職員3名分の給与費や事務経費、国保連合会への負担金、保険税の賦課徴収等に係る徴税费、国保運営協議会費等を計上しております。

説明欄の2、一般管理経費の主なものは、節11、役務費の手数料ですが、神奈川県国民健康保険団体連合会に支払う共同処理業務手数料でございます。

(2) 会計年度任用職員給与費は、レセプト点検の事務員と一般事務員の報酬でございます。

目2、団体負担金につきましては、次のページ、264、265ページをお願いいたします。国保連合会への負担金でございます。項の2、徴税费、目1、賦課徴収費の主なものとしまして、(2) 会計年度任用職員給与費は、収納対策に従事する職員の報酬等でございます。

項3、目1、運営協議会費は、国保運営協議会にかかる経費として、委員6名分の報酬でございます。

款2、保険給付費、項1、療養諸費は、次のページ、266、267ページにまたがりませんが、目1、一般被保険者療養給付費から、目4、退職被保険者等療養費までは、一般被保険者と退職被保険者の療養給付費として、医科、歯科、調剤等の医療費と、療養費として柔整、補装具等の費用でございます。

目5、審査支払手数料は、療養給付費等に係るレセプトの審査手数料で、国保連合会へ支払うものでございます。

項の2、高額療養費は、同月内に支払った自己負担額が限度額を超えた場合、その超えた分について被保険者に支給する制度でございます。

項の3、移送費は、医師の指示により緊急やむを得ず重病人の転院などをする際の移送料で、科目設定扱いとなります。

項の4、出産育児諸費は、次のページ、268、269ページにまたがりませんが、現在の42万円が令和5年4月から50万円に改正されます出産育児一時金6件分でございます。

項の5、葬祭諸費は1件5万円の葬祭費25件分でございます。

項の6、傷病手当諸費は、コロナ傷病手当金の支給をするための科目設定扱いとなります。

款3、国民健康保険事業費納付金は、予算額3億1,928万9,000円、前年度比較1,513万4,000円の増額となっております。増額の要因といたしましては、30年度の制度改革で設けられた国民健康保険事業費納付金について、令和4年度までは県が市町村の急激な負担増とならないように、県の基金を取り崩しながら対応していたものが、基金が底をついたため、令和5年度からは各市町村の負担する納付金に反映されたものでございます。当町には、国民健康保険制度の広域化制度設計時の激変緩和が図られているため、今までに財政調整基金として積み立ててきました約3億円を必要に応じて取り崩すことで対応してまいりますので、被保険者の負担となる保険税の増額をすることはいたしません。今後数年間、県の納付金と町の基金残高の推移を確認しながら、保険税の税率について検討を進めることとなります。

項1、医療給付費分、項の2、後期高齢者支援金等は、一般被保険者・退職被保険者等に分けられており、項の3、介護納付金分については国民健康保険に加入している40歳以上60歳未満の…65歳未満の加入者から徴収したもので、おのおの神奈川県により決定された金額を納付するものでございます。

款の4、共同事業拠出金につきましては、次の270、271ページをお開きください。退職者医療の過年度対応分の科目設定扱いとなります。

款5、保健事業費は、予算額2,555万7,000円、前年度比較555万3,000円の増

額となります。増額の要因といたしましては、国保ヘルスアップ事業のデータヘルス計画策定支援業務委託料の300万円と、特定健康診査等事業費の増額分の250万円でございます。

項の1、保健事業費、目1、保健普及費は、医療費通知等にかかる経費や、1件2万円の間ドック補助金90件分の経費でございます。また、管理栄養士1名分の会計年度任用職員の人件費を計上しております。

目2、国保ヘルスアップ事業は、平成29年度からの取組で、保険者努力支援制度に係る事業として実施しているものでございます。平成30年度から令和5年度までの第2期データヘルス計画に基づく被保険者の健康保持増進のための事業として、(1)糖尿病性腎症重症化予防事業などを実施しております。12の委託料のデータヘルス計画策定支援業務委託料は、令和6年度から11年度までの第3期データヘルス計画を作成するための費用でございます。(2)地域包括ケアシステム推進事業では、健康教育の講師等に係る報償費や、次のページ272、273ページをお願いします。個別事業の委託料などを計上しております。(3)特定健診未受診者対策事業は、受診率向上のため過去5年間のデータから受診の有無や治療の状況などからグループ分けをし、グループごとに勧奨内容や勧奨スケジュールを立てて、受診の確認、再度の勧奨などきめ細かな対応により受診率の向上を図ります。(4)早期介入保健指導事業は、30代の国保被保険者に対して健診の勧奨や保健指導を行うものでございます。

項の2、目1、特定健康診査等事業費は、特定健康診査や特定保健指導に係る費用でございます。5年間の債務負担行為により実施しておりますが、物価の上昇等により令和5年度から費用が増額となっております。

款の6、基金積立金につきましては、積立金の利子でございます。

款7、諸支出金、項1、償還金及び還付加算金は、過年度分の保険税過誤納還付金や還付加算金と、次のページ274、275をお開きください。項の2、指定公費負担医療立替金などがございます。こちらは70歳から75歳の被保険者は法律上2割の負担ですが、国の政策により1割に軽減しているため、1割分に相当する額を一旦立替えとして支出するもので、同額を歳入の諸収入で収入して

おります。

款の8、予備費につきましては、歳入歳出の差額分を計上しております。

款、公債費につきましては、平成28年度に借り入れた神奈川県保険財政自立支援事業資金の償還が令和4年度で終了したことにより廃目となります。

次のページ、276ページから279ページには国保会計の給与費明細書が、280ページには債務負担行為調書を掲載しております。後ほど御高覧ください。

説明は以上でございます。御審議のほどよろしくお願ひ申し上げます。

議 長 担当課長の細部説明が終わりました。これより質疑に入ります。質疑ございませんか。

(「なし」の声あり)

質疑なしとお声ですが、質疑はありませんか。

(「なし」の声あり)

質疑なしと認めます。討論に入ります。

(「省略」の声あり)

討論省略とお声ですが、討論を省略して採決を行って御異議ございませんか。

(「異議なし」の声多数)

異議なしと認めます。討論を省略し、採決を行います。議案第14号令和5年度松田町国民健康保険事業特別会計予算について、原案のとおり決することに賛成の方の起立を求めます。

起立全員であります。よって、本案は原案のとおり可決されました。